



## 第6回 損益計算書の役割

- ( 税効果会計に係る会計基準 )
- ( - 2 役員賞与に関する会計基準 )

月(5) 法2号館 213教室  
平成23年5月23日  
財務諸表論

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務諸表論第11版 武田隆二著 H21年1月中央経済社発行)  
(ゼミナール現代会計入門第8版 伊藤邦雄著 H22.4日本経済新聞社発行)(公認会計士試験短答式財務諸表論第7版 石井和人著 H22.10中央経済社発行)

### 企業が追求する利益とは何か？

売上総利益 - 営業利益 - 経常利益 (稼得計算)  
税引前当期純利益 - 当期純利益 - 包括利益 (財産増加)

#### 1. 様々な利益の表示

(標準様式)

##### 損益計算書

営業損益計算	[	売上高
		売上原価
		売上総利益
経常損益計算	[	販売費及び一般管理費
		営業利益
経常損益計算	[	営業外収益
		営業外費用
		経常利益
純損益計算	[	特別利益
		特別損失
		税引前当期純利益
純損益計算	[	法人税、住民税及び事業税
		法人税等調整額
		当期純利益

(討議資料)

##### 包括利益計算書

事業	営業	売上高
		売上原価
		販売費
		一般管理費
		その他の営業収益(費用)
		営業利益合計
投資		受取配当金
		持分法投資損益
		投資利益合計
		事業利益合計
財務		受取利息
		支払利息
		財務収益及び費用の正味合計
法人税		法人税、住民税及び事業税
		継続事業からの利益
非継続事業		非継続事業による損失
		非継続事業からの損失
		当期純利益
その他の	包括利益	売却可能有価証券の未実現損益
		為替換算調整勘定・連結子会社
		その他の包括利益合計
		包括利益合計

本レジュメは講義日前にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所  
yamauchi@cosmos.ne.jp

## 2 . 損益計算書の役割

企業の一定期間の経営成績を網羅的に把握し、それを一つの表にまとめ利用者の意思決定に役立つよう表示する。他の事業活動評価（評論、株価など）に比較して客観的、網羅的である。

しかし、このように利益を期間の差額概念として形式的にとらえることで充分であるかということには問題がある。損益計算の本質は、「利益とは何か」、したがってそこに維持すべき資本は何かということも含めて、貢献費用の大きさととの比較の中で規定されるべきである。

期間損益計算は静的に言えば財産計算の期間剰余の増減部分(内訳)であり、これを期間比較的に表現したものとも言える。しかし、その内容は損益計算書は期間の経営活動を動的にとらえたものであり、損益計算書から情報を読み取る際のキーワードは2つある。

### 区分表示

その活動の性質によって収益及び費用の各項目をグループ化して対応表示させることによって企業活動の実態をつかみ易くするものである。営業活動に応じたそれぞれの損益計算、営業外活動、それ以外の特別損益項目に分ける。

### 段階別損益

年度における利益の獲得過程を描写する損益計算であり、営業損益計算、経常損益計算、純損益計算を行う。

従来はこれに加えて未処分損益計算に関わる項目があったが、これは、株主資本等変動計算書において行われている。

### IFRS の日本基準との違い

- 日本基準では求められていない包括利益の表示が求められている。
- 特別損益項目を分離して表示しない。
- 日本基準にはない、非継続事業の損益を区分表示している。
- 日本基準の段階別損益に対して、性質別、機能別の区分表示が認められている。

### 3．企業会計原則の計算原則

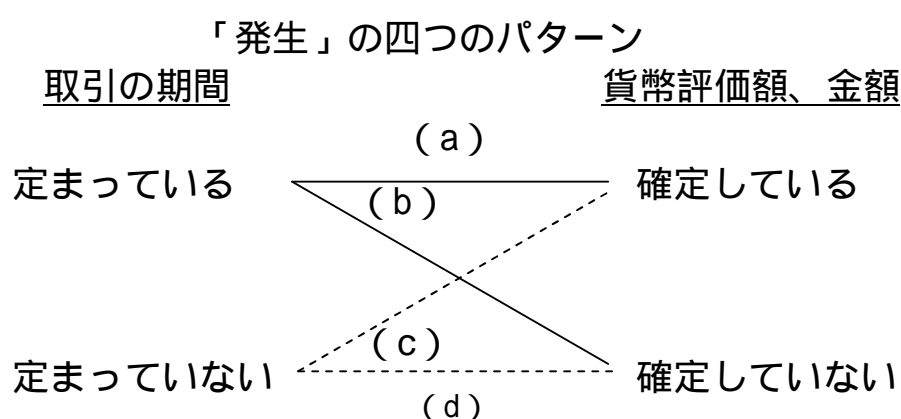
企業会計原則は、「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない」としている。損益の計算原則の最重要なものは期間帰属であり、それは(1)対応原則、(2)発生原則、(3)実現原則である。

#### (1)対応原則

企業会計原則では、「一定期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載して経常損益を表示し」とされている。

#### (2)発生原則

収益発生は実現原則により期間帰属を決め、それに対応する費用の発生原則は次のようなパターンとなる。



(a)借入金利息、貸付金利息等についての未払費用、前払費用

(b)将来起こり得る貸倒引当金、保証債務引当金

(c)有形固定資産の減価償却や繰延資産の費用化計算であり見積りにより費用配分を行う

(d)期間も金額も確定していない修繕費引当金等

#### (3)実現原則

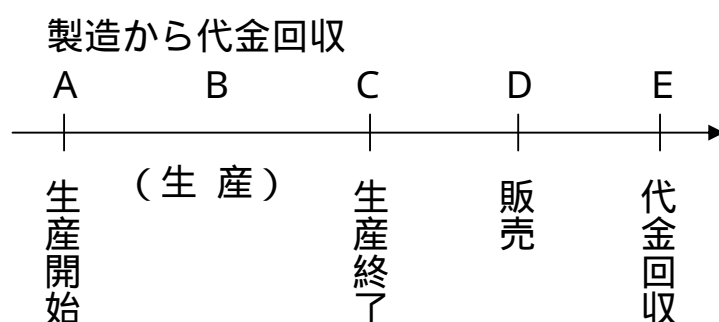
企業会計原則は、すべての収益と費用の期間帰属の正しい割当てを述べ、併せて、「ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない」としている。生産過程において、期待実現可能額で以って収益を見積計上することは、不確かな収益を計上することになるため、財貨が具体的に引渡されるまで収益の計上を延期している。

## 4 . 売上総利益

収益(売上高)に個別対応する原価(売上原価)を集計して売上総利益を計算する。粗利益ともいい、企業が商品、製品、サービスにより創造した付加価値を示すものであり、商品製品の競争力の強さを示している。

- ・売上高を増やそうとすれば？
- ・売上総利益を維持するには？

### (収益の認識と測定)



#### (1) 実現主義

企業は売れるという見込みのもとに製品を生産しているが、確実に売れるという保証はどこにもない。

そのため収益は実現主義、即ち製品を販売した時点で売上を計上する、即ち販売基準(実現主義)により収益を計上する。(財務的裏づけのある売上等)

#### (2) 実現主義の例外

現金主義、割賦基準、収穫基準、工事進行基準、受託販売基準

#### (3) ソフトウェア取引の収益認識基準

#### (4) IFRS の収益認識基準

## 5 . 営業利益

収益(売上高)に間接的に対応する期間的費用を販管費として集計して、売上総利益から差引いて営業利益を計算する。企業の主たる営業活動から生じた利益を意味する。

- ・ 会社の本業の経営効率は？
- ・ 間接的、固定的経費は妥当か？
- ・ 人件費と物件費？

### (費用の認識と測定)

#### (1)発生主義

費用は消費した事実をもとにして計上する。即ち消費という事実を発生基準として、消費された部分を費用としてとらえる。  
それは支出基準ではない。

#### (2)引当損

消費されていないものを費用としてとらえるものが、賞与引当金、修繕引当金、貸倒引当金等の引当損である。

#### (3)費用の期間配分

## 6 . 経常利益

営業活動からもたらされる営業利益に、営業活動以外の経常的活動による損益、すなわち、営業外損益を加減して算出される。営業利益が企業本来の営業能力を反映するのに対し、経常利益は財務面等営業外活動を含めた全体的な経営能力を反映する。

- ・ 会社の総合的な力は？
- ・ 財務のバランス(有利子負債)は妥当か？

### (費用収益対応の原則)

(1)費用と収益の対応

(2)期間配分

(3)修繕引当金

(4)繰延資産

## 7 . 特別損益

通常の営業活動以外の損益、臨時的、前期以前の損益の修正の損益をいい、前期損益修正損益、有価証券や固定資産売却損益、災害による損失、リストラによる損失等がある。

- ・ 含み益の吐き出し？
- ・ 数期間に渡る特別損失？

## 8 . 当期純利益

企業の一会計期間の最終的な利益である。  
経常利益に前期損益修正や臨時の損益などから生じる特別損益を加減算し、  
税負担を考慮して求められる。

### 利益と税金の対応

#### (1) 税効果会計

#### (2) 永久差異と一時差異

#### (3) 税率の変更時の処理

### ボトムライン、当期利益か、包括利益か

#### 当期純利益と包括利益

当期純利益は現在の会計基準で定められた会計処理に基づいて認識された  
損益。

包括利益は資本の部に計上された評価差額を含めて計算する損益である。  
即ち、包括利益は、当期純利益とその他の包括利益との合計である。

## 9 . 日産自動車の連結損益計算書

(単位：10 億円)

科 目	1998年度 (1998/4~1999/3)	1999年度 (1999/4~2000/3)	2000年度 (2000/4~2001/3)	2001年度 (2001/4~2002/3)	2002年度 (2002/4~2003/3)
	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円
売 上 高	6,580	5,977	6,090	6,196	6,829
売 上 原 価	4,922	4,570	4,634	4,547	4,872
割賦販売利益調整高	0	2	0	1	
売上総利益	1,659	1,409	1,456	1,650	1,956
(売上総利益率%)	(25.2)	(23.6)	(23.9)	(26.6)	(28.6)
販売費及び一般管理費	1,549	1,326	1,166	1,161	1,219
営業利益	110	83	290	489	737
(営業利益率%)	(1.7)	(1.4)	(4.8)	(7.9)	(10.8)
営業外収益	116	62	89	27	61
営業外費用	202	146	97	102	88
経常利益	24	2	282	415	710
(経常利益率%)	(0.4)	( 0.0)	(4.6)	(6.7)	(10.4)
特別利益	30	39	88	67	89
特別損益	55	750	81	118	105
税金等調整前当期純利益	1	713	290	364	695
法人税、住民税及び事業税	14	41	68	87	113
法人税等調整額	12	31	131	102	86
少数株主利益	1	38	21	7	1
当期純利益	28	684	331	372	495



## 税効果会計に係る会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

### 重要定義のチェック

#### (1)設 定(平成 10 年 10 月 30 日 企業会計審議会)

企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税等の利益を課税標準とする税金の額を適切に期間配分することにより税引前利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。

#### (2)適 用

連結財務諸表の作成上、税効果会計を全面的に適用することを原則とする。個別財務諸表における税効果会計の適用について、商法との調整を進めることが必要である。

個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針(H10.10.22、H13.1.17、H19.3.29 日本公認会計士協会、会計制度委員会報告第 10 号)

#### (3)繰延法

会計上の収益又は費用の金額と税務上の益金又は損金の額に相違がある場合、その相違項目のうち、損益の期間帰属の相違に基づく差異(期間差異)について、発生した年度の当該差異に対する税金軽減額又は税金負担額を差異が解消する年度まで貸借対照表上、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上する方法である。

#### (4)資産負債法

会計上の資産又は負債の金額と税務上の資産又は負債の金額との間に差異があり、会計上の資産又は負債が将来回収又は決済されるなどにより当該差異が解消されるときに、税金を減額又は増額させる効果がある場合に、当該差異(一時差異)の発生年度にそれに対する繰延税金資産又は繰延税金負債を計上する方法である。

#### (5) 一時差異

貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額を言う。一時差異と期間差異の範囲はほぼ一致するが、有価証券等の資産又は負債の評価替えにより直接純資産の部に計上された評価差額は一時差異であるが期間差異ではない。なお、期間差異に該当する項目は、すべて一時差異に含まれる。

#### (6) 将来減算一時差異

例えば、貸倒引当金、退職給付引当金等の引当金の損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、損金に算入されない棚卸資産等に係る評価損等がある場合のほか、連結会社相互間の取引から生ずる未実現利益を消去した場合に生ずる。

#### (7) 将来加算一時差異

例えば、剰余金の処分により租税特別措置法上の諸準備金等を計上した場合のほか、連結会社相互間の債権と債務の消去により貸倒引当金を減額した場合に生ずる。

#### (8) 繰越欠損金等

繰越外国税額控除が含まれる。また、一時差異及び繰越欠損金等を総称して一時差異等という。

#### (9) 法人税等

法人税、都道府県民税及び市町村民税(以下、「住民税」という。)並びに事業税(収入金額その他利益以外のものを課税標準とする事業税を除く。以下同じ。)である。なお、外国法人税等も法人税等に含まれる。

## - 2 役員賞与に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

### 重要定義のチェック

#### (1)設 定(平成 17 年 11 月 29 日 ASBJ)

すべての会社における取締役、会計参与、監査役及び執行役(以下役員という)に対する役員賞与の会計処理を定めることを目的とする。

#### (2)範 囲

役員に対する金銭以外による支給与や退職慰労金については取扱わない。

#### (3)会計処理

役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する。  
当面の間、従来処理によることも認められる。

#### (4)従来処理の会計処理

役員報酬は、発生時の費用として会計処理していたが、役員賞与は、利益処分により未処分利益の減少とする会計処理を行うことが一般的であった。

#### (5)会社法の規定

役員賞与は、役員報酬と同一の手続により、職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益として整理され、定款に報酬等に関する一定の事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めることとされた。

#### (6)引当金として計上する場合

当事業年度の職務に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合には、当該支給はその見込額を原則として引当金に計上するものとする。